

# 経 済 産 業 省

20190724貿局第1号  
輸出注意事項2019第39号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について」の規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について」の制定について

「ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について」を次のとおり制定し、令和元年10月1日から施行する。

## ワシントン条約決議 11.12 に基づくワニ皮タグの発行手続について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書に掲げるワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）の輸出に伴い必要なワニ皮タグ（条約決議 11.12 に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の発行手続等について、下記のとおり定め、令和元年 10 月 1 日から実施する。  
なお、本手続に基づいて発行されたワニ皮タグを「再輸出タグ」という。

### 記

#### 1. 申請対象

以下のいずれかに該当する場合

- (1) 輸入したワニ目の種の皮等を分割することなく形状を変えずに輸出する場合であって、輸入時に皮等に付されていたワニ皮タグが外れた場合
- (2) 輸入したワニ目の種の皮等を分割して輸出する場合

#### 2. 提出書類

(1) 再輸出タグ発行申請書 【様式 1】

(2) 皮等の分割が確認できる写真又は図（断片識別情報を記載のこと。）（上記 1. (2) に該当する場合に限る。）

(注) 本申請は、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和 55 年 11 月 1 日付け輸出注意事項 55 第 17 号）及び「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成 23 年 9 月 1 日付け輸出注意事項 23 第 11 号）又は「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（平成 22 年 6 月 23 日付け平成 22・06・14 貿局第 1 号）による手続きと併せて行うものとする。

#### 3. 再輸出タグの返却等

ワニ目の種の皮等の輸出承認を受けた後に、その輸出の全部又は一部が実施されなかった場合は、次のとおりとする。

- (1) 承認期限の 3 か月後までに「ワニ目の種の皮等輸出不実施報告書」【様式 2】を担当課室あてに提出すること。
- (2) 使用しなかった再輸出タグを返却すること。
- (3) 輸出の一部が実施されなかった場合は輸出承認証の写し、輸出の全部が実施されなかった場合は輸出承認証の原本及び条約に基づく日本国許可・証明書も併せて提出すること。（ただし、輸出承認申請が電子申請であって、輸出承認証の紙交付されていない場合は、輸出承認証の写し又は原本の提出は不要。）

(注) 上記手続が履行されなかった場合は、その時点で輸出しなかった皮等を後日輸出することができなくなることもあるので、注意すること。

#### 4. 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03-3501-1723

【様式1】

受付番号 ※経済産業省使用欄
-------------------

再輸出タグ発行申請書

経済産業大臣 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

「ワニ目の種の皮等」に付す再輸出タグの発行を申請します。

発行を申請する再輸出タグの個数	個
-----------------	---

- 本申請は、輸入時にワニ目の種の皮等に付されていたワニ皮タグが、国内流通及び加工の過程で紛失、破損又は除去されてしまったために行うものです。
- 本申請は、輸入したワニ目の種の皮等を分割して輸出するために行うものです。  
なお、皮等の分割は別紙のとおり行いました。

再輸出タグは、併せて申請する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書」に記載のワニ目の種の皮等の輸出のために使用し、当該輸出の全部又は一部が実施されなかった場合に、不要となった再輸出タグは、速やかに経済産業省に返却します。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
FAX番号	

【様式2】

受付番号 ※経済産業省使用欄
-------------------

ワニ目の種の皮等輸出不実施報告書

経済産業大臣 殿

報告年月日 \_\_\_\_\_

報告者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ワニ目の種の皮等の輸出不実施を以下のとおり報告いたします。

輸出承認証番号	
---------	--

- 上記輸出承認番号で承認された輸出の全部を実施しなかったことに伴い、輸出承認証の原本及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書を併せて返却いたします。
- 上記輸出承認番号で承認された輸出の一部を実施しなかったことに伴い、輸出承認証の写し及び輸出を実施しなかったワニ目の種の皮等のワニ皮タグ情報を別紙のとおり併せて提出いたします。
- 不使用となった再輸出タグを返却いたします。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
FAX番号	

# 経 済 産 業 省

20190724貿局第1号  
輸入注意事項2019第82号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるワニ目の種の皮等の輸入の取扱いについて」の規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるワニ目の種の皮等の輸入の取扱いについて」の制定  
について

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるワニ目の種の皮等の輸入の取扱いについて」を次のとおり制定し、令和元年10月1日から施行する。

## ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるワニ目の種の皮等の輸入の取扱いについて

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅱに掲げるワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）の輸入の取扱いについて、下記のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

### 記

ワニ目の種の皮等の輸入に際し、税関に提出する輸出許可書等（条約に基づき輸出した国又は地域の管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明書をいう。以下同じ。）には、ワニ皮タグ（条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号がすべて記載されていなければならない。

また、輸入しようとするすべてのワニ目の種の皮等には、当該輸出許可書等に記載されたワニ皮タグの記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならないものとする。

# 経済産業省

20190724貿局第1号  
輸出注意事項2019第40号  
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」等の一部改正  
について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)及び「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」(平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現 行
<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II （略）</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先 （略）</p> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ)～(ヘ) （略）</p> <p>(ト) 再輸出する動植物等にあつては、本邦への輸入に際し、条約第3条及び第4条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。以下「<u>輸出国の輸出許可書等</u>」という。） 写し1通（この場合にあつては、上記書類（ロ）、（ニ）及び（ホ）の提出は必要ない。）</p>	<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II （略）</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) 輸出許可書等の様式及び提出先 （略）</p> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ)～(ヘ) （略）</p> <p>(ト) 再輸出する動植物等にあつては、本邦への輸入に際し、条約第3条及び第4条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。） 写し1通（この場合にあつては、上記書類（ロ）、（ニ）及び（ホ）の提出は必要ない。）</p>



(チ) ~ (ヌ) (略)

(ル) ワニ目 (Crocodylia) の種の皮、脇腹又はキャレコ (原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きていますワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。) であって、輸入した皮等を分割して輸出するものは、その分割が断片識別情報 (各断片に一意に付される記号及び番号) とともに確認できる写真又は図

(ヲ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(3) 輸出許可書等の審査基準

(略)

(イ) ~ (へ) (略)

2 輸出許可書等の記載要領

(1) ~ (7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄  
記載内容は次のとおりとする。

(イ) ~ (ホ) (略)

(へ) ワニ目の種の皮等を輸出する場合にあつては、「別添」として、本邦への輸入に際し発行された輸出国の輸出許可書等に記載されているワニ皮タグ (条約決議 11. 12 に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム (タグ制度) による標識をいう。以下同じ。) の記号及び番号と一致する記号及び番号 (輸出しようとするワニ目の種の皮等に係るものに限る。) を記載すること。

なお、輸入した際に付されていたワニ皮タグ (以下「原タグ」という。) が外れた場合又は当該ワニ目の種の皮等を分割した場合において、「ワシントン条約決議 11. 12 に基づくワニ皮タグの発行手続について (令和元年 8 月 13 日付輸出注意事項 2019 第 39 号)」に基づき再発行を受けたワニ皮タグ (以下「再輸出タグ」という。) を付して再輸出する場合は、当該再輸出タグの記号及び番号は、記載を要しない

(チ) ~ (ヌ) (略)

(新設)

(新設)

(3) 輸出許可書等の審査基準

(略)

(イ) ~ (へ) (略)

2 輸出許可書等の記載要領

(1) ~ (7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄  
記載内容は次のとおりとする。

(イ) ~ (ホ) (略)

(新設)

(経済産業省が記入)。

(注) 「別添」の記載例

original tag information	re-export tag information	fragment information
○×△□-1 ※1		
・ ・		
○×△□-2 ※2		
・ ・		
○×△□-3 ※3		fragment 1
○×△□-3		fragment 2
○×△□-3		fragment 3

※1 輸入したワニ目の種の皮等を分割せず、原タグが付された状態で再輸出する場合は、原タグ情報欄(original tag information、以下同じ。)のみ申請者が記載する。その他の欄には記載を要しない。

※2 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、原タグ情報欄のみ申請者が記載する。再輸出タグの情報欄(re-export tag information、以下同じ。)は経済産業省が記載する。断片識別情報欄(fragment information、皮等を分割した場合において、各断片に一意に付される記号及び番号を記入する欄。以下同じ。)は記載を要しない。

※3 輸入したワニ目の種の皮等を分割して再輸出する場合は、原タグ情報欄及び断片識別情報欄について申請者が記載する。再輸出タグの情報欄は経済産業省が記載する。

(9) ~ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

IV・V (略)

別紙様式1~3 (略)

(新設)

(9) ~ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

IV・V (略)

別紙様式1~3 (略)

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成23年10月1日から下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用地域（略）                  2 適用品目（略）                  3 輸出承認の申請（略）                  4 輸出の承認（略）</p> <p>5 承認の条件</p> <p><u>適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。</u></p> <p><u>（1）適用品目のすべて</u></p> <p><u>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。</u></p> <p><u>（2）ワニ目の種の皮等</u></p> <p><u>本輸出承認証により輸出されるワニ目の種の皮等には、ワニ皮タグが個別に付されており、当該ワニ皮タグの記号及び番号が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本にすべて記載されていること。</u></p> <p><u>（注1）上記（2）中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。）をいう。</u></p> <p><u>（注2）上記（2）中の「ワニ皮タグ」とは、条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。</u></p> <p>[別紙様式1]～[別紙様式7]（略）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成23年10月1日から下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用地域（略）                  2 適用品目（略）                  3 輸出承認の申請（略）                  4 輸出の承認（略）</p> <p>（新設）</p> <p>[別紙様式1]～[別紙様式7]（略）</p>



# 経済産業省

20190724貿局第1号  
輸入注意事項2019第83号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元10月1日から施行する。

「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）

改正後	現行
<p>上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請書の受付時間 (略)</p> <p>2 提出書類 (略)</p> <p>(1) 別紙様式による確認申請書・・・2通</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し・・・1通</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し・・・2通</p> <p><u>(注) ワニ目 (Crocodylia) の種の皮、脇腹又はキャレコ (原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。)</u>  <u>については、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書にワニ皮タグ (ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム (タグ制度) による標識をいう。以下同じ。)</u>の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていないなければならない。</p> <p>3 提出先 (略)  [別紙様式] (略)</p>	<p>上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請書の受付時間 (略)</p> <p>2 提出書類 (略)</p> <p>(1) 別紙様式による確認申請書・・・2通</p> <p>(2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し・・・1通</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し・・・2通</p> <p>(新設)</p> <p>3 提出先 (略)  [別紙様式] (略)</p>

# 経済産業省

20190724貿局第1号  
輸入注意事項2019第84号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）

改正後	現行
<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p>	<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 輸入承認申請の対象</p> <p>(1) 対象品目 (略)</p> <p>(2) 対象となる輸入</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書（ワシントン条約第7条第4項に基づき発行されたものに限る。以下「<u>輸出許可書・再輸出証明書</u>」という。）の発行を受けている場合</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 上記③は、<u>輸出許可書・再輸出証明書</u>に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (略)</p> <p>(1) 申請書の提出先 (略)</p> <p>(2) 申請書の提出部数 (略)</p> <p>(3) 申請書の提出単位について</p> <p>① (略)</p> <p>② 1の(2)の②から⑤の申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、</p>	<p>1 輸入承認申請の対象</p> <p>(1) 対象品目 (略)</p> <p>(2) 対象となる輸入</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書（ワシントン条約第7条第4項に基づき発行されたものに限る。以下「<u>輸出許可書等</u>」という。）の発行を受けている場合</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 上記③は、<u>輸出許可書等</u>に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>2 書面申請手続 (略)</p> <p>(1) 申請書の提出先 (略)</p> <p>(2) 申請書の提出部数 (略)</p> <p>(3) 申請書の提出単位について</p> <p>① (略)</p> <p>② 1の(2)の②から⑤の申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、</p>



輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) 申請書の受付時間 (略)

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合 (略)

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

ア・イ (略)

ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書(ただし、アフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。)、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通

エ・オ (略)

③～⑧ (略)

3 輸入承認基準 (略)

4 輸入承認申請書の記載要領

(1)・(2) (略)

(3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。

(4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。

(5)～(7) (略)

5 その他の事項

(1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書(以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。)、繁殖証明書又は移動展示証明書(以下「輸出許可書等」という。)の原本を税関に提出

輸出許可書等、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) 申請書の受付時間 (略)

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合 (略)

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

ア・イ (略)

ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書(ただし、アフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合にあっては、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。)、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通

エ・オ (略)

③～⑧ (略)

3 輸入承認基準 (略)

4 輸入承認申請書の記載要領

(1)・(2) (略)

(3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。

(4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。

(5)～(7) (略)

5 その他の事項

(1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等(以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。)、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本を税関に提出しなければならない。

しなければならない。

なお、輸入するワニ目 (Crocodylia) の種の皮、脇腹又はキャレコ (原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。) については、輸出許可書等にワニ皮タグ (ワシントン条約決議 11.12 に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム (タグ制度) による標識をいう。以下同じ。) の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていないなければならない。

(2) ~ (11) (略)

#### 6 承認の条件

適用品目について輸入承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

##### (1) 適用品目のすべて

輸入申告する際には、輸出許可書等の原本を税関に提出すること

##### (2) ワニ目の種の皮等

本輸入承認証により輸入されるワニ目の種の皮等には、ワニ皮タグが個別に付されており、当該ワニ皮タグの記号及び番号が条約適用前取得証明書を除く輸出許可書等にすべて記載されていること。

[別紙様式 1] ~ [別紙様式 7] (略)

(2) ~ (11) (略)

(新設)

[別紙様式 1] ~ [別紙様式 7] (略)